

令和2年第2回臨時会

(5月14日招集)

町議会会議録

益城町議会

5 月 14 日（木曜日）

令和2年第2回益城町議会臨時会目次

○5月14日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 議案第57号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	5
日程第5 議案第58号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議案第59号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）	8
日程第7 議案第60号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）	12
日程第8 議案第61号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）	13
日程第9 議案第62号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）	14
日程第10 議案第63号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）	16
日程第11 議案第64号 物品の購入について	17
日程第12 議案第65号 工事請負契約の変更について	18
日程第13 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に	

	ついで	19
閉会		20

令和2年5月第2回益城町議会臨時会会議録

1. 令和2年5月14日午前10時00分招集
2. 令和2年5月14日午前10時00分開会
3. 令和2年5月14日午前11時11分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 議案第57号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第5 議案第58号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議案第59号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 令和元年度益城町一般会計補正予算(第6号)
 - 日程第7 議案第60号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第5号)
 - 日程第8 議案第61号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第1号)
 - 日程第9 議案第62号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第7号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第2号)
 - 日程第10 議案第63号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第8号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第11 議案第64号 物品の購入について
 - 日程第12 議案第65号 工事請負契約の変更について
 - 日程第13 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

7. 出席議員(18名)

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君

10番 中川公則君 11番 野田祐士君 12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君 14番 中村健二君 15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君 17番 坂田みはる君 18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	木下宗徳君	総務課長	河内正明君
総務課審議員	遠山伸也君	新庁舎等建設推進課長	田上勝志君
企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	深江健一君	住民保険課長	富永清徳君
こども未来課長	松本浩治君	健康づくり推進課長	松永昇君
福祉課長	塘田仁君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	公営住宅課長	水口清君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	米満博海君
危機管理課長	岩本武継君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	水上眞一君	水道課長	竹林浩幸君
下水道課長	荒木栄一君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

これより、令和2年第2回益城町議会臨時会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、1番木村正史議員、10番中川公則議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和2年第2回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案説明の前に、新型コロナウイルス感染症対策の状況につきまして御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う本町の対応におきましては、住民への感染予防対策の周知、不特定多数が参加する町主催行事及びイベントの延期・中止、町有施設の休館など、感染拡大の防止策を講じているとともに、各種団体などにも密閉、密集、密接、いわゆる3密を避け、不要不急の外出自粛をお願いしているところです。また、小中学校の臨時休校におきましても、現時点、5月末日までの休校としており、学校現場におきましても、感染拡大防止に努めているところです。

現在、熊本を含む39県で緊急事態宣言解除の動きが出ております。東京、大阪はじめ、残りの8都道府県は1週間後の21日をめどに改めて判断をされます。一方、お隣の国におきましては、外出自粛解除後に集団での感染が発生しております。緊張感や警戒感が薄れ、油断、気の緩みが出たのではないかと思います。私たちには、決してよそごとではなく自分ごととして捉え、緊急事態宣言解除後も引き続き緊張感をもって過ごしていくことが求められております。今後も気を緩めることなく、現在、考え得る様々な場面を想定したすぐにやるべき備え、中長期的にやるべき備えを考え、実行していくことが町民の皆様の安心安全を守るため、非常に重要であると考えております。

そういったことを踏まえまして、梅雨の時期を想定しました避難所運営訓練を5月の24日午前

9時30分から、益城町総合体育館メインアリーナにおいて実施をします。当日は、避難所設営訓練、PPE、これは防具の着脱訓練、体調不良者対応訓練などを実施を予定しております。これはこの議会終了後にまた皆さん方には案内状をお配りしたいと思いますので、ぜひ参加をお願いしたいということで思っております。

さらに、感染拡大防止対策とともに、事業の継続や雇用の維持のための支援の施策が重要であると考えております。このため、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして実施される、中小企業や小規模事業者への支援事業、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などの各種支援内容など関連情報を町ホームページや各世帯へのチラシなどで周知しますとともに、地方創生臨時交付金を活用しました町独自施策につきましても、早急に実施できるよう検討を重ねているところです。議員の皆様へも、先日の全員協議会で交付金制度の内容とともに、これを活用して実施します一部の事業について説明をさせていただいたところです。

本日の議案におきましても、町独自施策などの補正予算の専決処分の報告を提出しておりますので、よろしくお願ひします。

なお、残っています交付金を活用しました町独自施策につきましても検討を重ねているところですが、事業実施に当たりましては、時期を逃さず実施しなければならないことから、早急に取りまとめる必要があり、先週の全員協議会以降、検討をしまりましたところ。これは既に実施しています町内小中学生・事業者支援に加えまして、ひとり親家庭、高齢者、高校生、大学生、学校、医療、福祉、施設、農業者、飲食店、タクシー業者などへの支援、さらには避難所対応備品整備などを今、検討しているところでございます。

この臨時議会終了後の議員懇談会におきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本日報告及び提案します案件は、専決処分の報告について1件、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて7件、物品の購入について1件、工事請負契約の変更について1件でございます。よろしくお願ひいたします。

報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、消防活動に従事していました団員が、消防積載車を移動させた際に、路肩に駐車中の車に損傷を与えた対物事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の報告を受け、調査しました結果、過失割合は町100%でしたので、修理費17万8,998円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。

なお、損害賠償金17万8,998円につきましては、保険会社から直接、相手方への支払いとなります。以上が報告第1号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 議案第57号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第57号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第57号、専決第2号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されました。これに伴い、益城町税条例等の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は次の3点になります。

1点目は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応としまして、現に所有している者（相続人など）の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大、2点目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦等控除の見直し並びにそれに伴う個人住民税の人的非課税措置の見直し、3点目は、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。

そのほか、元号の改正及び法律改正に併せて関連規定を改正するものとなります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。

益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、この中の一つの所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、これについてちょっと1点だけ質問させていただきます。

税収が増えるということはですね、非常にいいことなのかなと思っております。この中でですね、現に所有している者の申告の制度化、そして使用者を所有者とみなす制度の拡大ということなんですけど、町のほうで大体何件程度、この固定資産税がかけられない、納税がなされていなかった、こういったものが何件ほどあるのか、そしてまた、大体この制度の適用となった場合、どれくらい税収が増えるのか、町のほうでですね、これらが現在把握できているのであればですね、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 深江税務課長。

○税務課長（深江健一君） おはようございます。税務課長の深江です。3番上村議員の質問にお答えします。

まず、件数、平成31年度実績でですね、まず固定資産税の納付通知書を発送した件数が1万

2,797件ありまして、そのうちですね、返送等があるんですが、それに対していろいろ戸籍とかそういうのを調べまして、再調査を行った上でどうしても分からない分、これは最終的には所有者不明分として扱うわけなんです、これが7件でございます。ところが、全国的にはですね、これが大問題になっているということで、うちの場合、これはパーセントに直すと0.05%ぐらいなんです、全国的には20%ぐらいこういった不明土地が出てるということでですね、今回の地方税法改正に至ったわけでございます。

だから、金額的にはですね、うちのほうは特にこれをしたからといって増えるわけでもなく、今後も徹底的に戸籍調査等をして、戸籍がなくなるまで一応調べるようにうちのほうではしております。そういった対処をしておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ようございますか。

ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

今、上村議員が質問された部分と同じなんですけれども、使用者を所有者とみなすということで、一つ教えていただきたいんですけれども、例えば登記関係ですよね、その部分との兼ね合いはどうなるのかというのを1点、登記は法務局のですね、登記関係との兼ね合いはどうなるのかというのが1点と、使用者を所有者とみなすというこの文言ですよね。使用者というのはもともと借りていたから使用者になっているのか、その辺の考え方というか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（稲田忠則君） 深江税務課長。

○税務課長（深江健一君） 11番野田議員の質問にお答えいたします。

これはちょっと難しい問題であれんですが、法律の問題としてですね、今まで使用収益者が存在していてもですね、現行の使用者を所有者とみなして課税できる規定というのがなかったわけです。今回、地方税法を改正しましてですね、そういった使用者を所有者とみなす改定ができたことによりまして、課税権者としてもですね、そちらのほうに一応調査を進めた上でどうしてもないということであれば、その使用者を所有者とみなすという改正になっております。

ちょっと質問の意味からずれるかもしれませんが、そういった対応になっております。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。あくまでも課税対象者としてのみの規定という考えでよろしいということですね。

○税務課長（深江健一君） そうです、そうです。

○11番（野田祐士君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第57号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第58号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第58号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第58号、専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方税法施行令の改正に伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額分賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課限度額を16万円から17万円に引き上げることとなります。しかし、所得の低い世帯に対しましては軽減措置を拡大することになります。軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減におきましては28万円から28万5,000円に、2割軽減におきましては51万円から52万円に引き上げ、軽減の適用範囲を拡大するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第58号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第59号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第59号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第59号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

1ページをお開きください。

専決第4号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）は、第1条が歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ27億8,397万3,000円を減額し、総額を404億7,173万4,000円とする。

第2条に繰越明許費、第3条に地方債の補正を行い、専決処分をしています。

7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正で27事業を追加し、総額94億4,914万円を令和2年度へ繰り越すものです。事業ごとの金額や繰越理由につきましては、本日、資料を机上配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

9ページが第3表地方債補正で、事業費の確定などにより、九つの事業を変更しています。

12ページから26ページまでが歳入予算で、歳入予算につきましては、国・県補助金の交付決定などによる増減、決算見込みによる増減などの補正、歳出予算が27ページから57ページまでで、決算見込みによる不用額の減額や入札差金などによる減額で、いずれの項目も減額補正となって

います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

繰越明許費についていろいろ聞きたいところが幾つかありましたが、説明表が配付してありましたので、それで大体分かりましたので、そこはいいんですけど。

51ページ、6目の19節負担金補助及び交付金のところ、文化財災害復旧事業補助金の3,265万9,000円についてはこれほどこの部分なのか。場所がわからないので教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

今回、平成28年熊本地震文化財等災害復旧事業補助金を3,265万9,000円減額をしております。この補助金は、民間が所有します町指定の文化財の復旧費に伴う補助でございます。町の負担割合は2分の1でございます。この2分の1の補助につきましては、80%が特別交付税措置、20%が復興基金からの措置となっております。

昨年度の補助対象施設は、いずれも町指定文化財の木山神宮内境内本殿、それから皆乗寺本堂、赤井城跡、白山神社の復旧事業でありまして、1億493万3,000円を予算計上しておりました。しかしながら、木山神宮と皆乗寺の復旧がですね、予定よりも進捗が遅れまして、年度内での復旧が出来高払いの補助となったため、復旧が間に合わなかったということで3,265万9,000円については減額をしているものでございます。

なお、この減額分につきましては、令和2年度の当初予算に含めて、改めて計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎でございます。

議案第59号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）について、3点お伺いします。

まず1点目は、この補正予算の6号については多分、令和元年度の最終的な補正予算で、今までいろいろ、つじつま合わせじゃないんですが、多いのを元に返すと、こういうことで成り立つんだろうと思うんですが、そうしますとですね、まず、町債、町の借金、これについて、この年度末、令和元年度、この6号が発出された段階で残高は幾らになっているんだろうか。今回、また返されております。100億ぐらいに今年度はなってるんですけども、今までの累積と、今までのやつと足し合わせて大体どれぐらいになるんだろうかというのを1点お伺いしたいと思いません。

それから2点目は基金なのですが、24ページの20款繰入金について、今回、かなり繰入金を減額されて、これは本当に喜ばしいことだろうと思いますけれども、令和元年度末の基金のうち、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、それから平成28年度熊本地震復興基金、この四つの基金について、基金の残高といいますか、現在高、これを教えていただきたいと思います。

それから3点目はですね、今回、繰越し等を大分やられておりますけれども、これについてのですね、財源について、どこの金がどういうふうに動いているのかちゅうのがちょっとよく見えないところがあるものですから、これについて、これは改めて6月議会で報告を出されるのであれば結構なんです、それが無いのであれば、今回、説明していただきたいと思います。繰越しをされた事業の財源です。国、それから県、地方、町、これがどういうふうにか財源措置されるのか、これについて3点お伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。12番宮崎議員の質問1回目にお答えいたします。

3点ありまして、まず一つ目が町債の残高、それから基金の残高、それから繰越しの財源ということだったかと思えます。

まず、町債の残高につきましては、平成30年度末で大体279億円の残高がありました。現在、今回の予算で、この現年度分としては予算では101億ですが、実際の借入れのほうが大体出ております。今、大体、現年度分としては59億円の借入れを予定をしているところです。

それから、令和元年度での平成30年度から繰り越した事故繰越しと明許繰越しが合わせて49億ぐらいありまして、トータルで合わせますと397億ぐらいが令和元年度末の起債の残高になる見込みというところがございます。

次に基金の状況です。財政調整基金、それから減債基金、それから公共施設整備基金と熊本地震の復興基金の残高のお尋ねだと思いますけれども、財政調整基金が平成30年度の末の決算と大体同額、それぞれ令和元年度の予算で基金の繰入れの額としては全部戻してしまっておりまして、基金の繰入れの予定としては、復興基金以外についてはゼロの予定になっております。したがって、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金につきましては、大体前年度の平成30年度末と同額となる予定でございます。財政調整基金につきましては、大体11億円、それから減債基金につきましては5億円の残高だったんですが、災害廃棄物処理の関係で、グリーンニューディール基金のほうを令和元年度で県のほうから頂いております。その分が3億8,000万円ぐらい頂いて、その分を基金のほうに積立てをしておりますので、減債基金のほうが大体3億8,000万ぐらい増えて8億9,000万ぐらい、それから公共施設整備基金につきましては、大体11億だったものが同程度の11億円ぐらいというところです。

したがって、財政調整基金の3基金については27億ぐらいが31億ぐらいに増えているというふうな状況になっております。

それからもう一つ、平成28年熊本地震の復興基金につきましては、平成30年度末で約15億円ぐらいありました。それについて、今年度での基金の繰入れの今の見込みとしては2億7,000万程

度基金の繰入れをする予定にしておりますので、12億2,000万円ぐらいの残高になっているところ です。

それから最後の繰越明許費の財源についてはどうなってるのかということでのお尋ねです。繰越明許費の繰越予算としては今回、専決処分て御報告をさせていただいているところ です。その財源内訳につきましては、今月末までに財源の調整をやりまして、6月の議会のほうで報告をさせていただくということになりますので、6月議会のほうで明許繰越の繰越計算書という形で御報告をさせていただきたいと思 います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございます。大体分かりました。

私が3点質問した中でですね、特に町債については大体残額、元年度末が大体397億円ぐらいということでした。この中で、町の持ち出しが大体どれぐらいなのか。大ざっぱで結構です。6割から7割は国から支援をしていただくという形だろうかと思 いますけども、分かる範囲で教えてください。

それから、基金についてはですね、合計で31億円ぐらい残ったという話ですから非常に安心をいたしました。もうちょっと少ないかなと思 ったんですが、ありがたいなと思 います。

それから3番目の地方債の繰越しの財源的な話なんです すが、これについてはまた改めて6月議会で報告していただくということですので、そのときに確認をしたいと思います。

で、私の2回目の質問は、町債の397億円のうち、町の持ち出しが大体どれくらいなるんだらうかと。分かる範囲で教えていただければありがたいと思 います。よろしくお願 います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

397億のうちの起債残高のうちの町の持ち出しは大体どれくらいかというふうな御質問だったかと思 います。まだ令和元年度の借入れの分について細かくですね、交付税措置のあたりがどれくらいになっているのかというところまで確認はできておりませんので、はっきりした数字にはなりません すが、昨年度末ぐらいで大体、見込んだときに町負担金は大体3割ぐらいだったかなと思 います。3割程度だとすると、大体397億のうちの120億程度がですね、町の負担という金額になるかと思 います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。繰越明許の中で1点だけちょっとお尋ねします。

土木費の中の都市計画費街路事業というのがありますけれども、6億2,460万7,000円で、地権者等の合意形成及び用地交渉ということで理由が書いてありますけれども、この中身についてですね、詳細をお尋ねしたいと思 います。

それと、この事業のですね、進捗状況と言いますか、どういう見通しですか。それについても併せてお尋ねしたいと思 います。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） おはようございます。復興整備課長の米満でございます。11番野田議員の御質問にお答えします。

議案第59号の専決第4号、益城町一般会計補正予算書第6号中の7ページでございます。街路事業の件でございます。街路事業の内訳をとということでございます。

街路事業につきましては、繰越額が6億2,465万7,000円を繰り越させていただいております。

内訳としましては、委託費、工事請負費、公有財産購入費、保証補填及び賠償費でございます。

内容につきましてはですね、委託のほうが土地評価の算定と工作物の算定等でございます。また、公有財産も各路線残っております。工事請負費が12件ぐらいということになっております。

それから、進捗状況のほうでございます。進捗状況のほうにおきましては、ただいま用地の測量とかですね、工事の委託の発注を行っているところでございます。令和元年度から進んでおまして、最後は令和7年度には完了というふうなスケジュールでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第59号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和元年度益城町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 議案第60号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第60号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第60号、専決第5号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定に

より、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

1 ページをお開きください。

専決第5号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、第1条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、繰越明許費の補正をしています。

2 ページをお開きください。

第1表で、公共下水道事業及び下水道施設災害復旧事業の2事業の繰越しをしており、繰越金額につきましては記載のとおりです。また、繰越理由は、公共下水道事業が西地区区画整理事業や復旧事業との調整に不測の日数を要しましたため、下水道施設災害復旧事業は、関係機関との調整に不測の日数を要したため繰り越すものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第60号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第61号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第61号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第61号、専決第6号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定に

より、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

専決第6号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ995万1,000円を追加し、総額を191億1,893万1,000円とし、4月22日に専決処分をしております。

7ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、臨時休校が続いている児童・生徒の学習支援を行うため、1人当たり3,000円の図書カードを配布するもので、町内の小中学校在籍者3,267人及び町外の私立小中学校など不在籍者50人、合計3,317人分の995万1,000円を予算計上しています。

各学校での図書カードの配布時には、学習教材などを購入する際は、事前に予約をするなどの感染予防対策を講じていただくよう指導しますとともに、インターネットでの購入も案内をしております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして創設されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫支出金としております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第6号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第61号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号令和2年度益城町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 議案第62号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第62号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第62号、専決第7号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しました次の事件につきまして、同条第3項の規定によりまして、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

専決第7号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ4,590万円を追加し、総額を191億6,483万1,000円とし、4月28日に専決処分しています。

7ページをお開きください。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言を受け、熊本県は県内事業者に対して、施設の使用停止の協力要請をなされているところですが、この協力要請の対象とならない事業者に対して、4月29日から5月6日までの間、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた場合、1回限り一律5万円の支援金を交付するもので、事業費は90事業所分で4,500万円、事務費で会計年度任用職員報酬や職員の時間外勤務手当などで90万円、合計の4,590万円を予算計上しています。

具体的な感染症対策としましては、テイクアウトやデリバリーの実施、入店者の制限、営業時間の短縮などを予定しています。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において創設されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫支出金としております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第62号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号令和2年度益城町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議案第63号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第8号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第63号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第63号、専決第8号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

専決第8号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ34億734万1,000円を追加し、総額を225億7,217万2,000円とし、4月30日に専決処分しています。

7ページをお開きください。

特別定額給付金事業では、新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策におきまして、感染拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うため、一律に1人当たり10万円を給付されることに伴うもので、給付金が3万3,300人分で33億3,000万円、事務費が通信運搬費や給付金システム開発委託などで2,065万9,000円、合計の33億5,065万9,000円を計上しています。

また、可能な限り迅速かつ的確に給付できるよう、職員を配置し、準備を進めており、申請書類を今週末までに郵送し、5月25日から給付金の送金を開始する予定にしております。

8ページをお開きください。

子育て世帯への臨時給付金事業では、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給することとされたことに伴うもので、給付金が5,300人分で5,300万円、事務費がシステム改修費や通信運搬費などで304万3,000円、合計の5,604万3,000円を計上しています。

この事業につきましても既に準備に取りかかっており、5月12日に対象者へ通知文発送、給付金受取拒否届出受付期間を設け、6月8日からの支給で準備を進めています。

財源につきましては、2事業とも新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして創設されたもので、全額、国庫支出金としております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第8号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第63号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号令和2年度益城町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 議案第64号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第64号「物品の購入について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第64号、物品の購入につきまして御説明申し上げます。

益城町総合体育館備品の什器購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

総合体育館備品の什器購入につきましては、熊本地震時に使用し、破損したこと、さらには経年劣化などが多数見受けられましたことから、新しい総合体育館供用開始後、町民の皆様に安全に使用していただくため、今回購入するものです。

購入する備品は、会議用テーブルや会議用椅子など計26種類です。

契約金額は1,419万円です。

契約の相手方は、熊本市西区上熊本1丁目2番6、株式会社レイメイ藤井でございます。

参考資料として、入札の結果及び仮契約書の写し、備品の明細書と数量についての資料を添付しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。物品購入の件についてお尋ねをいたします。

入札のどうこうではございませんが、この物品については、当初は使えるものは使いたいということで、今どこかにか保管してあるということを聞いております。どれだけ使って、どれだけ保管してあるものを再利用するのか、そしてまた、その間保管した賃借料は大体どのくらいなのか教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。15番、渡辺議員の御質問に

お答えいたします。

保管している総合体育館の備品のうち、メインアリーナ用のパイプ椅子や事務室内の備品、それから熊本地震時に日本財団から寄附を受けました机や椅子、卓球台、それから各種審判台、スポーツ用具・器具の備品については現在、保管しております、これらにつきましては、引き続き使用する予定でございます。

それから、保管料でございますが、月額45万ほどで賃借をしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。

もう1点、お尋ねいたしますが、月額45万円の賃借料というんですが、今、何か月ぐらい、大体どのくらい保管して、総合的にどのくらいの金額となりますか。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 15番渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

保管の期間でございますが、熊本地震後、保管させていただいておりますので、既に4年近くはなっているかと思えます。正確な金額につきましては、現在、手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただければと思えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、物品の購入についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第64号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議案第65号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第65号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会臨時会におきまして議決いただきました、議案第12号、益城中学校外構災害復旧工事（1期）の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額1億3,057万9,900円を1億3,237万7,555円に変更するもので、179万7,655円の増額となります。

増額の主な理由としまして、構造物の施工におきまして掘削を行いましたところ、土中より当初設計において想定されていなかったコンクリート殻などが見つかかり、これらを処分するための費用の増額、また工事期間の延長に伴い敷鉄板などのリース費用が増えることにより、請負金額を増額するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第65号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第13、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。

私は、さきの3月議会において議決された新庁舎等建設推進課の新設に伴い、益城町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、所管と思われまます総務委員長の私が提出者議員となり、吉村議員、冨田議員に賛成者議員となつていただいて、益城町議会委員会条例の一部を改正する条例案を提出するものです。

提出理由につきましては今、述べたとおりなんですが、改めて説明しますと、さきの3月議会

で課設置条例の一部を改正するという事で、新庁舎等建設推進課の新設が議決されました。これを受けて、この新設課をこれまでの経緯から総務常任委員会に入れたほうがよいとのことから、委員会条例の一部を改正するものです。

改正内容は、お手元の資料の2枚目を参考に、この中の総務常任委員会の右側の実施項目の中で、(5)教育委員会の所管に関する事項の次に(6)として新庁舎等建設推進課の所管に関する事項、これを入れます。そして、その後については変更ありませんので、1足して順次繰り上げる、こういう条例になります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議員提出第1号、益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで令和2年第2回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時11分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員